

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和2年10月1日より

(個室)

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	第1段階	559	18	22	599	320	300	1,219	36,570
	第2段階					420	390	1,409	42,270
	第3段階					820	650	2,069	62,070
	第4段階					1171	1,392	3,162	94,860
要介護2	第1段階	627	18	22	667	320	300	1,287	38,610
	第2段階					420	390	1,477	44,310
	第3段階					820	650	2,137	64,110
	第4段階					1171	1,392	3,230	96,900
要介護3	第1段階	697	18	22	737	320	300	1,357	40,710
	第2段階					420	390	1,547	46,410
	第3段階					820	650	2,207	66,210
	第4段階					1171	1,392	3,300	99,000
要介護4	第1段階	765	18	22	805	320	300	1,425	42,750
	第2段階					420	390	1,615	48,450
	第3段階					820	650	2,275	68,250
	第4段階					1171	1,392	3,368	101,040
要介護5	第1段階	832	18	22	872	320	300	1,492	44,760
	第2段階					420	390	1,682	50,460
	第3段階					820	650	2,342	70,260
	第4段階					1171	1,392	3,435	103,050

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。

要介護5 の場合： $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,171 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。

要介護5 の場合： $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 706 \text{ 円/月}$ (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和2年10月1日より

第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I (1日)	サービス提供体制強化加算 (1)イ (1日)	夜勤職員配置加算 (I)イ (1日)	合計 介護保険 一部負担金 (1日)	居住費 (1日)	食費 (1日)	合計 (1日)	合計 (30日)	
								(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	559	18	22	599	1,171	1,392	3,162	94,860
	2割負担	1,118	36	44	1,198	1,171	1,392	3,761	112,830
	3割負担	1,677	54	66	1,797	1,171	1,392	4,360	130,800
要介護2	1割負担	627	18	22	667	1,171	1,392	3,230	96,900
	2割負担	1,254	36	44	1,334	1,171	1,392	3,897	116,910
	3割負担	1,881	54	66	2,001	1,171	1,392	4,564	136,920
要介護3	1割負担	697	18	22	737	1,171	1,392	3,300	99,000
	2割負担	1,394	36	44	1,474	1,171	1,392	4,037	121,110
	3割負担	2,091	54	66	2,211	1,171	1,392	4,774	143,220
要介護4	1割負担	765	18	22	805	1,171	1,392	3,368	101,040
	2割負担	1,530	36	44	1,610	1,171	1,392	4,173	125,190
	3割負担	2,295	54	66	2,415	1,171	1,392	4,978	149,340
要介護5	1割負担	832	18	22	872	1,171	1,392	3,435	103,050
	2割負担	1,664	36	44	1,744	1,171	1,392	4,307	129,210
	3割負担	2,496	54	66	2,616	1,171	1,392	5,179	155,370

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（I）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**8.3%**が加算されます。

要介護5 の場合： 872単位×30日（利用日数）×8.3%＝**2,171円/月**（単数は四捨五入）

◎介護職員等特定処遇改善加算（I）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**2.7%**が加算されます。

要介護5 の場合： 872単位×30日（利用日数）×2.7%＝**706円/月**（単数は四捨五入）

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方